

火災に遭ったときは

被災された際の各種手続き

（令和 8 年 7 月改定）

松江市消防本部 警防課

火災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。火災により、家屋や家財が焼失してしまうと、さまざまな手続きが必要となりますが、その一方で、被災された方に対しての支援制度等が用意されています。

このパンフレットはそれら諸手続きや支援制度をまとめております。ただし、全ての手続き・制度を掲載したものではありませんので、参考としてご活用ください。

松江市消防本部 警防課

【目 次】

1. これからの手続きのため P. 2
 - ・り災証明書の発行
2. 火災で証書類が焼失してしまったとき P. 2
 - ・各種証書類の再発行について
3. 火災後に受けられる松江市の支援サービス P. 3
 - ・火災により亡くなられた方がおられる場合
 - ・住宅
 - ・ごみ処理
 - ・税の減免
(固定資産税等・市県民税の減免)
 - ・健康保険料等の減免
(国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料・医療費の一部)
4. 関係団体による支援サービス P. 6
 - ・火災見舞金(松江市社会福祉協議会)
 - ・生活資金、生活福祉資金の貸付(松江市社会福祉協議会・島根県社会福祉協議会)
 - ・災害見舞金(島根県共同募金会)
 - ・災害見舞金・見舞品(日本赤十字社)
5. その他 P. 7
 - ・「り災証明書」と「り災損害届出書」の違い
 - ・「り災証明願」の記入例
 - ・「り災損害届出書」の記入例

1. これからの手続きのため

・り災証明書の発行

内容	火災の事実を証明する書類です。各種支援サービスや火災保険の申請等に使用します。《発行手数料 無料》	
申請に必要なもの	・り災証明願（消防署でも記入可能）……………記入例 別紙①参照 ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ・り災した物件の関係者以外の方が申請する場合は、委任状及び本人確認書類が必要です。	
担当窓口	松江市消防本部（3F）警防課	☎（0852）32-9114

2. 火災で証書類が焼失してしまったとき

各種証書類の再発行について

・運転免許証

必要書類等	・本人確認書類（住民票の写し、マイナンバーカード、パスポート等） （焼失した場合でも、氏名、住所、顔写真から再発行が可能です。）	
担当窓口	・松江市運転免許センター（松江市打出町） ☎（0852）36-7400 ・各警察署（松江署を除く）、広域交番	

・マイナンバーカード

必要書類等	・公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書2点 または ・上記身分証明書1点と「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できる公的機関などが発行したもの1点ずつ ※り災証明書（写しでも可）が必要	
担当窓口	・松江市 市民課 マイナンバーカード交付室（交付係） ☎（0852）55-5560	

・医療保険に係る資格確認書

申請方法や必要書類等については、各医療保険者へお問合せください。

・印鑑登録及び印鑑証明書

必要書類等	【登録】 ・登録する印鑑 ・顔写真付きの官公署が発行した本人確認書類 【証明書発行】 ・申請書（窓口備付） ・印鑑登録証 ・窓口へ来られる方の本人確認書類	
担当窓口	・松江市 市民課（届出係） ☎（0852）55-5253 ・まつえ市民サービスコーナー（イオン松江店1階） ☎（0852）55-5527 ・各支所市民生活課	

3. 火災後に受けられる松江市の支援サービス

相談先 松江市 市民生活相談課（伺います係） ☎（0852）55-5677
 ※支所管内にお住まいの方は、各支所市民生活課でも対応可能です。
 ※市民生活相談課へ相談等にお越しの際は、上記の電話番号へ事前に連絡してから来庁していただきますようお願いします。

・住宅

制度の名称	市営住宅の斡旋及び減免措置
支援内容 ※必要書類	【一時入居】 ・原則6か月（最長1年）以内の期間、市営住宅への入居が可能 ・家賃1/2減免（6か月） ・敷金不要 ※り災証明書（写しでも可）、住民票、住民税の課税証明書が必要 【優先入居】 ・入居資格を満たす場合、市営住宅へ優先的に入居が可能 ・家賃1/2減免（6か月） ・敷金納付の猶予（6か月） ※り災証明書（写しでも可）、住民票、住民税の課税証明書、印鑑証明書が必要
担当窓口	松江市 住宅政策課（住宅政策係） ☎（0852）55-5344

・ごみ処理

制度の名称	被災ごみの処理手数料の減免
支援内容 ※必要書類	・火災で被災された家屋等から排出されたごみを、被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免する。（被災のあった日から1年以内） ※り災証明書（写しでも可）が必要 【注意事項】 ・事前の申請が必要 ・店舗兼住宅では住居部分のみ、賃貸住宅では家財のみが対象 ・産業廃棄物や事業系のごみは対象外
担当窓口	松江市 環境施設課（施設管理係） ☎（0852）55-5272

・税の減免（固定資産税等）

制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免
支援内容 ※必要書類	・土地、家屋、償却資産の減免（被災程度により4/10～全部の割合） ・被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。 ※り災証明書（写しでも可）が必要
担当窓口	松江市 固定資産税課（家屋償却資産係） ☎（0852）55-5162

・税の減免（市県民税の減免）

制度の名称	市県民税の減免	
支援内容 ※必要書類	・被害程度、所得に応じて 1/8～全部の割合を減免。 ・被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。 ※り災証明書（写しでも可）が必要	
担当窓口	松江市 市民税課（市民税第二係）	☎（0852）55-5621

・国民健康保険料等の徴収猶予・減免

制度の名称	国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免	
支援内容 ※必要書類	①保険料の減免 ・減免：被害の程度、所得に応じて減額 ②保険料の徴収猶予 ・徴収猶予：6か月以内 ③医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：6か月以内 ・減免：一時的に生活保護に準じる状況となり、緊急入院が必要である場合で、原則として3か月以内（最大6か月） ※り災証明書（写しでも可）が必要	
担当窓口	①松江市 保険年金課（国保・年金係） ②松江市 保険年金課（収納係） ③松江市 保険年金課（給付管理係）	☎（0852）55-5269 ☎（0852）55-5267 ☎（0852）55-5265

・後期高齢者医療制度保険料等の徴収猶予・減免

制度の名称	後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免	
支援内容 ※必要書類	①保険料の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：6か月以内 ・減免：被害の程度に応じて減額 ※り災証明書（写しでも可）、被害の程度が分かる書類が必要 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 被災後概ね1年以内であって、緊急に治療を要する疾病等のため入院が必要と診断された場合 ・徴収猶予：6か月以内 ・減免：被害の程度に応じて減額 ※り災証明書（写しでも可）、被害の程度が分かる書類、医師の意見書、収入状況報告書が必要	
担当窓口	松江市 保険年金課（高齢者医療係）	☎（0852）55-5325

・介護保険料の徴収猶予・減免

制度の名称	介護保険料の徴収猶予・減免	
支援内容 ※必要書類	・保険料の徴収猶予：6か月以内 ・保険料の減免：損害額の程度により保険料を12ヵ月以内の期間で1/4～全額減免 ※り災証明書（写しでも可）が必要	
担当窓口	松江市 介護保険課（保険料係）	☎（0852）55-5930

4. 関係団体による支援サービス

・松江市社会福祉協議会

制度の名称	松江市社会福祉協議会 火災見舞金	
支援内容 ※必要書類	・居住する家屋の全焼、半焼：1世帯につき2万円 ・火災により亡くなられた方：1人につき1万円	
問合せ先	松江市社会福祉協議会 総務課	☎ (0852) 21-5773

制度の名称	松江市社会福祉協議会 生活資金の貸付	
支援内容 ※必要書類	・火災により、家屋等に甚大な被害を受け、生活の維持が著しく困難になった方に対して、支援金を支給する。 ・民生融金 上限額：5万円 利息：無利子 ※り災証明書（写しでも可）が必要	
問合せ先	松江市社会福祉協議会 生活支援課	☎ (0852) 24-9026

・島根県社会福祉協議会

制度の名称	島根県社会福祉協議会 生活福祉資金の貸付	
支援内容 ※必要書類	・火災により家屋等に甚大な被害を受け、生活の維持が著しく困難になった方に対して、貸付を行う。	
	【福祉費】火災の被害により、臨時に必要となる費用の貸付	
	貸付限度額	150万円（目安）
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子
		連帯保証人立てない場合：年1.5%
	措置期間	6か月以内
	償還期間	7年以内
	【緊急小口資金】火災により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付	
	貸付限度額	10万円以内
	貸付利率	無利子
	措置期間	2か月以内
	償還期間	12か月以内
	注意）申請受付は、松江市社会福祉協議会 ※り災証明書（写しでも可）が必要	
問合せ先	松江市社会福祉協議会	☎ (0852) 21-5773

・島根県共同募金会

制度の名称	島根県共同募金会 災害見舞金	
支援内容	・居住する家屋の全焼、半焼：1世帯につき1万円 ・火災により亡くなられた方（慶弔金）：1人につき1万円	
問合せ先	松江市共同募金委員会事務局	☎（0852）21-5773

・日本赤十字社 島根県支部

制度の名称	日本赤十字社 災害見舞金・見舞品	
支援内容	・居住する家屋の全焼、半焼：1世帯につき5千円 ・工場・店舗の全焼、半焼：1事業所につき1万円 ・火災により亡くなられた方（慶弔金）：1人につき1万円	
問合せ先	日本赤十字社島根県支部（市社会福祉協議会）	☎（0852）21-5773

5. その他

・「り災証明書」と「り災損害届出書」の違い

【り災証明書】

火災によって損害を受けた事実を証明する書類であり、火災に遭われた方が各種届出や証書などの再交付申請等をする際に必要となる証明書。

《証明書申請時の注意事項》

申請場所：松江市消防本部 3階 警防課（松江市学園南1丁目17番3号）

※ 松江市総合体育館の東側

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 土日・祝日の発行はできません

申請書：り災証明願の記入方法については、別紙①を参考にしてください。

※ り災者が「り災証明に関する委任状」により委任した場合は、代理人による申請も可能です。

申請様式：松江市消防本部ホームページ [申請届出](#) り災証明からダウンロード可能です。

【り災損害届出書】

火災によって被害のあった損害額について記すもので、火災調査の一環です。当本部の職員が配布いたしますので、可能な範囲で記入にご協力ください。

り災損害届出書の記入については別紙②、③の記入例を参考にしてください。

・「り災証明願」

様式第1号 (第3条関係)

記入例

火災証明書	
年 月 日	
(あて先) 松江市消防長	願出人 住所 松江市学園南×丁目〇〇 氏名 松江 太郎 り災者との関係 本人
下記のとおりに火災証明書の交付をお願いいたします。	記入 ・実際に被害に遭った方の住所・氏名を記入してください。 ・保険会社・市役所等の提出先と必ず部数を記入してください。
消防署で時間や発生場所を確認しますので、空白でも良いです。	
火災発生日時	令和 〇年 〇月 ××日 〇時 △△分頃
火災発生場所	松江市学園南１丁目１７－３
住 所 り 災 者 氏 名	同上 ----- 松江 太郎
提出先及び部数	松江市役所 1 部

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄

※ 記入しないでください。

・「り災損害届出書」

記入例

様式第 15 号 (建物・爆発火災) (第 54 条関係)

り 災 損 害 届 書				
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日				
(宛て先)松江市消防本部 消防長又は消防署長		届け出る方の住所、氏名、連絡先 を記入してください。		
建物の所有者情報を記入してください。 届出者と同じであれば、下段のみ記入してください。		届出者住所 松江市学園南○丁目○○ 氏 名 松江 太郎 (電 話) (012-345-6789)		
所 有 者 ・ 住 所		同上		
職業・氏名・生年月日(歳)		会社員・松江 太郎・ 昭和○年×月△日(××歳)		
り 災 前 の 建 物 状 況	構 造	木 造 瓦 葺 2 階 外壁 モルタル		
	名称又は用途	一般住宅		
	建 築 面 積	75 m ²	延 面 積	1 5 0 m ²
	建 築 年 月 日	明 大 △年 △月 △日 ○年・平	建築当時の価格	3 0 0 0 万円
り 災 状 況	焼 損 面 積	1 5 0 m ²	世 帯 人 員	1 世帯 4 名
	損 害 額 (時価)	建 物	内 容 物	計
		1 5 0 0 万円	8 0 万円	1 5 8 0 万円
	内 容 物 (内 訳) 品 名 数 量 金 額	別紙(内容物)参照		
火 災 保 険	契約会社名	被保険物名	契約金額	
	□□保険	△△	〇〇〇〇円	
備 考	保険契約等がなければ、記入 の必要はありません。			

記入例

別紙 ③

[illegible]